

資料Ⅱ 通級指導学級の学級経営 Q&A

Q1	通級する曜日が固定されることにより在籍学級で特定の教科等が受けられなくなることが考えられますが、どうすればよいのですか。
A1	できるだけ教科等が偏らないよう工夫し、調整します。

通級による指導は、学校教育法施行規則第141条の規定により、他校の通級指導学級で受けた授業を、当該児童・生徒が在籍する教育課程に係る授業とみなすことができるため、通級によって欠けた授業も欠席扱いにはなりません。ただし、いつも同じ時間帯に出かけることによって、児童・生徒が、各教科等のうち、特定の授業が受けられないことになることは、望ましくありません。そのため、できるだけ通級の指導を受ける時間や曜日を工夫する必要があります。

例えば、通級指導学級の年間指導計画を作成する段階で、在籍学級の時間割表や各曜日の年間指導回数を確認します。また、在籍校の担任に依頼し、参加できなかった在籍校の学習内容を家庭で補えるよう配慮をしてもらったり、放課後等に補習授業をしてもらったりする工夫も考えられます。

さらには、教科の補充指導を行う場合に、在籍学級の授業の進行と合わせて、学習内容を障害特性に応じて通級指導学級で行うことも考えられます。

Q2	通級する時間数や回数を、年度の途中で変更してもよいのでしょうか。その際の、教育課程変更の手続きを教えてください。
A2	指導上、必要がある場合は、在籍校と協議の上、変更することができます。教育課程の一部変更の届出が必要となります。

通級の回数や時間数については、前年度末あるいは年度当初の教育課程編成時に、在籍校と通級指導学級で児童・生徒の実態やニーズから十分協議し、一年間を見通して判断する必要があります。

しかし、次のような場合、年度の途中で変更することができます。

- 1 児童・生徒の課題に改善が見られ、在籍学級での適応もよくなってきている場合には、在籍校や保護者と十分に協議しながら、通級時間数を徐々に減らしたり、通級日を隔週にしたりするなど、通級終了に向けた柔軟な対応は可能です。
- 2 年度当初と児童・生徒の実態が変わり、通級時間数を増やした方が、指導の効果が上がると判断した場合には、在籍校と協議の上、変更することができます。

そのほか、年度途中の入級者によって、新たなグループ編成が可能になりより効果的な指導が可能となる場合などについては、通級時間数等の変更することが考えられます。

ただし、時間数や通級曜日を頻繁に変えることにより、在籍校の教育活動に影響を及ぼしたり、保護者の信頼を損ねたりしないよう、慎重に行う必要があります。

いずれの場合でも、通級の時間数や回数の変更は、教育課程の事項の変更になるため、在籍校は教育課程の一部変更を、区市町村教育委員会に届け出ることが必要です。

Q3	月1、2回程度の指導は、どのような場合に実施できますか。
A3	在籍校との連携のもと、月1、2回の通級により指導の効果が上がる場合に、実施していきます。

通級による指導の対象のうち、学習障害と注意欠陥多動性障害については、月1、2回程度の通級による指導が可能とされています（年間10から280単位時間までの指導時間数を標準とする）。

例えば、月1、2回程度の指導により、通常の学級でのよりよい適応を自己管理する手だてを理解させたり、同じ障害のある児童・生徒同士の小集団で、話し合いなどを通して心理的な安定を図ったりするような活動が考えられます。

このような指導を実施するには、在籍学級での適応状態や当該児童・生徒の障害特性等を十分に把握して、指導回数が少なくても、在籍学級の適応が図られるように、在籍学級担任とも綿密な連携を図る必要があります。

Q4	通級による指導の授業は、1単位時間（45分又は50分）ごとに行うのですか。
A4	指導内容等によって、1単位時間を柔軟に定めることができます。

通級による指導の時間数は、通級による指導を行っている時間の総計の時間です。教育課程で届け出ている時間数（月1回～週8時間）の指導を、児童・生徒の実態と指導内容、指導形態等に応じて、授業時間を幾つかに分けて設定することもできます。その際、活動の時間の合計が、通級による指導の時間数となります。

例えば、小学校の2単位時間（90分）を60分と30分に分けることも可能です。ただし、通常の学級の時程と異なる設定をすると、児童・生徒が、在籍学級の授業の途中で出たり入ったりすることになるので、配慮する必要があります。

Q5	休み時間や給食の時間は指導時間に入りますか。
A5	通級による指導の時間には入りません。

通級による指導で編成する特別の教育課程は、自立活動と教科の補充指導で編成します。

したがって、休み時間や給食指導の時間は通級による指導の授業時間としてカウントする時間には入りません。

しかし、休み時間や給食の時間は、児童・生徒が身に付けたことを実際に生かしたり、指導者が児童・生徒の行動観察から新たな課題を発見したりできる場であり、指導上とても大切な時間だと言えます。

Q6	放課後・夏休み等の期間中に通級による指導を行ってもよいでしょうか。それを授業時数に算定することはできますか。
A6	放課後や夏休み期間中も指導ができます。また、授業時数に算定することもできます。

通級による指導を受ける児童・生徒は、障害に応じた特別な指導を、小・中学校の通常の教育課程に加え、又は、その一部に替えて受けることとなります。この指導時間や時間帯については、学校や地域及び児童・生徒の実態、指導内容、自校通級か他校通級かなどを勘案しながら、適切に判断します。このため、児童・生徒によっては、放課後に通級による指導を実施する場合があります。同様に、場合によっては、夏休み等の期間中に通級による指導を実施することが考えられます。

このような指導は、あらかじめ年間指導計画の中に組み込まれた正規の教育課程として位置付けられる場合は、これを授業時数に算定できます。

ただし、通級を受ける児童・生徒の負担が過重にならないように配慮することが必要です。

Q7	通級指導において校外学習を行うことはできますか。
A7	教育課程上の位置付けや指導のねらいを十分に検討して判断する必要があります。

通級による指導の趣旨は、「当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合、小・中学校の教育課程に加えたり、一部替えたりして、特別の教育課程によることができる」ものであるため、指導の中心は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とした「自立活動」と、障害に応じた配慮を主とした「教科の補充指導」です。したがって、通級指導学級において「特別活動」の遠足・宿泊的行事（中学校においては旅行・宿泊的行事の内容）を実施することは、「通級による指導における特別の指導」の趣旨とは異なるため、適切とは言えません。

しかしながら、一概に「校外学習」といっても、活動のねらいによって教育課程上の位置付けが異なります。通級指導学級においても、障害に応じた特別の指導の一環として、校外において学習する必然性がある場合も考えられます。例えば、環境の把握を促進するための「歩行学習」や、コミュニケーションの場を社会に広げる「買い物学習」、障害のある先輩や友達の話を聞くなど同じ障害種の「特別支援学校訪問」、通級指導学級合同の活動として学習の成果を発表することで自信につなげる「区内合同の学習発表会」などが考えられます。これらは、自立活動と関連した内容であることが前提であり、実施に当たっては

- ・安全等の配慮を十分にする
- ・校外で学習することを在籍校及び設置校の校長が承知している

といった条件を満たした上での実施が必須です。

一方、通級始めの会や開級式、学期に1回程度行う通級児童・生徒全員の「交流会」「学習発表会」なども、特別活動の「儀式的行事」「文化的行事」としてではなく、自立活動の趣旨に沿った指導として位置付けることに留意する必要があります。

繰り返しますが、校外学習の実施が主たる目的であってはなりません。合同の発表会の練習のために個別の指導の時間が確保されないなど、本来の指導内容がおろそかになることはないようにしなければなりません。

Q8	個別指導の時間は、必ず1対1（児童・生徒一人に対して一人の指導者）で行う必要がありますか。
A8	一人一人の個別の目標に応じた指導を行う必要がありますが、必ずしも1対1の指導形態でなくても工夫ができます。

通級する児童・生徒の人数が多く、個別指導の時間をとろうとしても、1対1の時間を確保するのが難しい場合もあります。そのような場合には、一人の教員が複数の児童・生徒を一度に指導することが考えられますが、個々の課題は、一人一人の児童・生徒に応じたものとするよう努める必要があります。また、複数の教員が配置されている利点を生かして、小集団を指導する教員と個別指導を担当する教員と役割を分担して、児童・生徒が個別指導と小集団指導を効果的に受けられるように工夫することもできます。

通級による指導の指導内容は「自立活動」が中心です。自立活動の指導は、一人一人の障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことが主たる目標です。児童・生徒の課題は皆違うため、一人一人の個別の目標に応じた指導を行う必要がありますが、必ずしも1対1の個別指導を行わなければならないとは言えません。

Q9	小集団での指導におけるグループ編成はどのようにして行ったらよいでしょうか。
A9	児童・生徒の障害の程度や実態、学年、相互関係等から、指導の効果が高まるように、総合的に判断して編成します。

グループ編成は、児童・生徒の実態と必要な学習内容によって行います。在籍学級の時間割の都合や途中入級のために、望ましいグループを編成できないときには、指導者がその点を配慮した学習計画を作成し、そのグループの中での効果的な指導をしていく必要があります。

以下に具体的なグループ編成の例を示します。

○ 学年を考慮して

同学年又は近い学年で編成する。

○ 障害種別やその程度から

同じ障害（難聴、^{きこ}吃音等）の児童・生徒でグループを編成することで安心感を持たせ、コミュニケーション意欲を高めたり、同じような悩みを話し合うことで障害による困難を乗り越えようとする意欲を育てたりする。

また、多様な障害（自閉症、注意欠陥多動性障害、情緒障害等）の児童・生徒でグループを編成することで、コミュニケーションに広がりや話し合い活動等の深まりを持たせる。

言語発達や理解力の点で、差が大きすぎないように配慮する。

○ 児童・生徒同士の相互関係から

指導者が配慮を行っても、気が合わない、言動に引きずられて落ち着かなくなるなど、互いに負の刺激になる可能性が高い児童・生徒は、同じグループにすることを避ける。

Q10

通級指導学級での、小集団指導の内容について教えてください。

A10

小集団指導は、次のような内容が考えられます。

自立活動の指導を行うに当たり、集団のよさを生かした小集団の指導も有効な場合があります。障害種ごとに行われている小集団指導の内容例を紹介します。

1 情緒障害等通級指導学級の小集団指導の例

「運動を用いた学習」「音楽を用いた学習」「コミュニケーション能力を高める学習」「作業を用いた学習」等を、児童・生徒の実態に応じて組み合わせています。

○ 運動を用いた学習のねらい

- ・ 各種感覚刺激の整理と統合の観点から、運動機能の向上を図る。
- ・ 全身の協調運動能力の向上を図る。
- ・ できることを最後までやり抜く態度を身に付ける。
- ・ 友達と協力したり意欲的に活動したりする経験を増やす。

○ 音楽を用いた学習のねらい

- ・ 音楽を用いて、行動調整をする力を付ける。
- ・ 音楽を用いて、自己表現力を育てる。

○ コミュニケーション能力を高める学習のねらい

- ・ 自己の感情の明確化と言語化ができるようにする。
- ・ 言語を用いた情報伝達と問題解決をしようとする能力と意欲を高める。
- ・ 日常生活に必要なコミュニケーションスキルを身に付ける。

○ 作業を用いた学習のねらい

- ・ 手先の巧緻性や目と手の協応動作の力、集中力を高めるとともに、表現する楽しさを味わわせる。
- ・ 友達と協力して活動し、成果を共有したり肯定的に評価されたりする経験を増やす。
- ・ 習得した技能の意欲を実生活に生かせるようにする。

2 弱視通級指導学級の小集団指導の例

視覚認知や視覚補助具の活用などの指導は個別指導を中心に行いますが、教科の補足的な指導については小集団指導を行うことができます。小集団指導では、見えにくさのある友達との関わりを通して、心理的な安定を図り、障害による困難を改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てる指導を行うことが可能です。

3 難聴通級指導学級の小集団指導の例

次のようなねらいで、必要に応じて小集団指導を行うことができます。

- ・ 難聴のある児童・生徒にとって話が伝わりやすい条件（環境）を整え、集団の中で聞いて分かった、話が伝わったという経験を積ませることにより、コミュニケーションの意欲や自信を育てる。
- ・ 複数の友達とやりとりしたり、話し合ったりする中で、コミュニケーションの力を伸ばし

たり、分からないときの対処の仕方を理解したりする。

- ・ 難聴のある児童・生徒と同じ悩みを話し合ったり、先輩の考えを聞いて参考にしたりするなどして、難聴による困難を克服する意欲を育てたり、将来にわたり励まし合える仲間づくりをしたりする。

活動内容としては、話し合い、言葉遊び（すごろく、かるた、言葉集め等）、クイズラリー、ゲーム（宝探し、椅子取りゲーム、ジェスチャーゲーム等）、劇遊び、共同作品制作など、児童・生徒が話し合ったり協力し合ったりできるような活動内容を工夫します。

4 言語障害通級指導学級の小集団指導の例

児童・生徒一人一人の言語障害の状態に応じて、個別の目標を設定し、指導方法、指導内容を工夫して指導していきます。その中で、小集団での指導を行うことが個々の目標達成に有効である場合に、小集団での学習を行っています。

例えば、^{きつ}音の児童・生徒の場合、一人一人の^{きつ}音の状態をよく把握し、児童・生徒に自分自身の^{きつ}音の状態を理解させ、自分の^{きつ}音と上手に付き合っていくように個別の指導を行っていきますが、その上で、^{きつ}音がある友達と関わることで、自分の^{きつ}音の状態をよりよく理解できたり、^{きつ}音のある自分を肯定的に捉えたりなどができるようになります。また、他者との様々な関わり方を経験し、学ぶことで、^{きつ}音のある自分を受け入れていく基盤となっていきます。

また、言語発達に課題のある児童・生徒の場合、個別の学習において指導を積み上げ、一人一人の課題を達成していきますが、指導者とのやりとりだけではなく、子供同士のやりとりの経験を積むことで、伝え合う工夫ができるなど個々の言語課題の達成が促進されます。また、自分と同じようなところに苦手さをもつ友達と関わることで、自己肯定感を育てていったりすることができます。障害による困難さが軽減されていった場合には、退級に向けて指導内容を精選していきますが、その場合に小集団指導を行い、集団場面における課題を達成させ、在籍学級の集団の中で力を発揮できるようにしていくことができます。

Q11	通級指導学級における安全対策は、どのようにすればよいのですか。
A11	児童・生徒の実態に応じて、綿密な計画の下に安全対策を行います。

1 通学時の安全対策

通級による指導を受ける児童・生徒の多くは、授業時間中に居住学区外の学校へ通級して指導を受けるため、徒歩あるいは交通機関を利用して移動することになります。したがって、通学の際の安全確保について、個々の実態に応じて、綿密な計画の下に事故防止に努めることが必要です。一般的には、次のようなことが考えられます。

- (1) 通級は、保護者の付き添いを原則とし、引渡しを確実にを行う。
- (2) あらかじめ届け出た経路、交通機関を守らせる。
- (3) やむを得ず「一人通級」を行う場合は、在籍校と家庭との双方に、電話連絡、安全確認を徹底し、出欠の確認を確実にを行う。

(区市町村教育委員会で「一人通学」の基準を定めている場合は、それに基づき実施する。)

※ 通学途上の事故は、教育課程を編成し届け出ている在籍校の管理下の事故の扱いになります。

※ 万一、通学途上に事故が起こった場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができます。ただし、手続は在籍校が行います。

2 通級指導学級の安全対策

通級指導学級には、設置校の授業時間中に通級児童・生徒が登下校したり、その保護者が来校したりするなど、常に不特定の人が入り出があります。また、通級指導学級専用の通用門が、学校の出入り口とは別に設置されている場合もあります。

そのため、安全管理に当たっては、ネームプレートの着用や、非常時の対応マニュアルの徹底等、個々の学級、地域の実態に応じて、児童・生徒の安全確保のための対策を講じることが重要です。

3 通級指導中の安全対策と環境の整備

情緒障害等通級指導学級には、衝動性が高かったり、感情のコントロールが難しかったりする児童・生徒が通級していることが多くあります。そのため、日常的な安全点検が重要です。

窓から屋外への転落防止、室内高所からの転落防止、危険物（刃物、長いものなど）の管理、遊具等の安全管理などが必要です。

弱視通級指導学級では、弱視の児童・生徒が安全で安心して学習や生活ができるように、教室内の障害物や照度などに対する環境整備はもとより、昇降口や廊下、階段、トイレ等の安全点検が必要です。

Q12	在籍校との連携は、どのように進めたらよいですか。
A12	在籍校と通級指導学級が、互いに理解を深め協力し合い、通級児童・生徒が力を発揮できるように、指導・支援します。

児童・生徒が、主たる学校生活の場である在籍校で力を発揮できることが、連携の主なねらいです。そのために、通級指導学級から在籍校へ理解や配慮を求める働きかけを行うとともに、在籍校の生活や学習を支援する通級指導学級の取組が求められます。

通常の学級に在籍する児童・生徒は、障害について正しい理解が得られず誤解を受けてしまったり、周囲の友達の言動を誤解してトラブルになったり、活動内容を十分理解していないために活動に参加できなかつたりするなどのことがあります。

在籍学級担任と通級指導学級担任が、それぞれの立場で情報を共有し、児童・生徒の現状や課題を理解して共通の支援や配慮を行ったり、それぞれの役割を分担して必要な支援や指導を行ったりすることが大切です。在籍校と通級指導学級との具体的な連携には、次のようなものがあります。

1 連絡帳等による日常的な情報交換

毎回の通級時の指導内容や児童・生徒の様子について、連絡帳などで、在籍学級、家庭と情報交換をします。記載に当たっては、具体的で有効な支援方法を記入し、在籍学級での対応の参考にしてもらったり、在籍校の様子やエピソードを通級指導での支援に生かしたりします。

また、通級指導学級と在籍校の学級だより等を交換し合い、在籍校の学校行事や学習内容を把握するなどして、支援や指導内容に生かします。

さらに、月ごとに、翌月の通級予定表を作成し保護者、在籍校担任に渡すこともあります。この予定表を基に、翌月の通級日と通級指導学級で食する給食数を確認します。給食費の徴収の重複を避け、食物アレルギーなどの対応も含め、学校栄養職員や事務職員とも連絡を取ります。

なお、連絡帳は保護者も児童・生徒も読むものですから、気になる行動や心配なことなどは、連絡帳ではなく、電話や直接会うなどして、伝え合うようにする必要があります。

2 在籍校訪問による連携

(1) 児童の実態把握と課題の共通理解

学期に1回程度、在籍校訪問を行います。1学期は、新しい担任との顔合わせや引継ぎが必要なため、通級開始前あるいは、比較的早い時期に行うのが望ましいでしょう。入学式の前に連携し、円滑な就学に結び付いたという事例もあります。

2学期、3学期は、授業の様子を参観し、児童・生徒の実態を把握したり、課題について再評価を行ったりなどします。在籍学級担任と面談を行い、在籍学級での課題と通級指導学級での課題や指導方針、指導内容について共通理解したり、各々の役割分担について相談したりします。

指導方針や指導時間数の変更等の必要が生じた場合は、できるだけ直接会って協議する必要があります。さらに、次年度も通級を継続する場合には、在籍校で作成する次年度の教育課程について内容を相談します。

(2) 在籍校の個別の教育支援計画・個別指導計画の作成と支援者会議への参加

個別の教育支援計画・個別指導計画の作成時には、通級指導学級も重要な支援機関の一つですから、できるだけ支援者会議に出席し、在籍校と一緒に支援方法について検討します。

(3) 在籍校での支援方法、支援内容の検討

通級児童・生徒が在籍学級で力を発揮できるよう、障害による困難さを支援する方法や内容について検討します。板書文字の大きさ、配布プリントの拡大などの配慮や、校内施設の安全点検、視覚補助具を気兼ねなく使えるような雰囲気作り、指示の出し方への配慮（簡潔な文で出す、視覚的な情報の使用等）、座席配置や教室内の環境の整え方等、それぞれの障害に応じた、適切な支援方法や内容を検討し、実施していきます。

(4) 通級児童・生徒についての理解啓発

必要に応じて、通級児童・生徒や保護者の了解を得て、通級児童・生徒についての理解を促す授業を通級指導学級の担任が行うことがあります。このとき、その場に通級児童・生徒がいたほうがよいかどうかは、児童・生徒の実態や希望、在籍学級の様子などから、在籍学級担任及び保護者と相談をして決めます。

(5) 巡回指導について

在籍校や保護者の要望により、在籍校において指導を行うこともあります。個別指導を行う場合は指導時数にカウントすることができます。集団の中で個別に支援する場合は、学級への入り方について事前の綿密な打合せが必要です。

3 授業公開や在籍学級担任会等の実施

通級指導学級の授業公開を行ったり、在籍学級担任会を開催し、在籍学級での指導や支援について、実践を交換し合ったりすることも、通級指導学級での指導内容や方法について、在籍学級担任の理解と連携を深めていくために、実施します。

4 指導経過報告

学期ごと等に、指導の成果や通級指導学級での学習・生活の様子、通級日数等を記載した報告書を在籍校に送付します。保護者に対しては、同様の報告書を渡す場合もありますし、学期末に個別面談を実施して伝える場合もあります。保護者が在籍校担任を交えての話し合いを希望される場合は、通級指導学級担任が日程調整をして、在籍校で一緒に話し合いをすることもできます。